

## 原子力関係閣僚会議の開催について

〔平成25年12月13日〕  
閣議口頭了解

1. 責任あるエネルギー政策の構築を図るため、特に、原子力政策に関する重要事項に関し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に検討することを目的として、原子力関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び内閣官房長官とする。  
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。